		総	舌 調	査	票			
調査事案名	(24) 農業次世代人材投資事業	調査対象 予 算 額						
府省名	農林水産省会計	ճп. .⇔ .=.L	項	担い手育	成・確保等対策	費 i	凋査主体	本省
組織	農林水産本省	一般会計	Ħ	担い手育成・	確保等対策事業費補助	助金取りる	まとめ財務局	_

①調査事案の概要

農業従事者が高齢化する中、青年新規就農者を増加させ、世代間バランスの取れた農業就業構造にしていくため、40代以下の農業従事者を令和5年までに40万人に拡大するという **1標**の下、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農前の研修を後押しする資金(準備型:最長2年間)及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型:最長5年間)を交付している。

上記の目標を達成するためにも、ただ資金を交付するだけでなく、まずは各自治体において地域の事情を勘案した新規就農者の確保に関する計画(目標人数)を策定した上で、関係機関が連携したサポート体制を整備し、きめ細かな対応を行うことで、就農者の確保及び定着を促していくことが有効であると考えられる。

さらに、サポートを受けて営農する交付対象者に対して、サポートの継続に係る評価を適切に行う必要があり、交付2年目終了時に実施することとなっている「中間評価」におい ては、恣意性を排除した客観的な評価基準を策定した上で実施すべきである。

従って、本調査においては、以下の観点で実施した。

- (1) 新規就農者の確保に関する計画を策定した上で、その計画を達成するため関係機関が連携したサポート体制が整備されているか
- (2) 交付対象者に対する中間評価について、客観的な基準が策定されているか

※本調査では、次世代を担う農業者となることを目指し独立・自営就農する認定新規就農者に対し資金を交付する「経営開始型」を実施・受給している自治体・農家を対象とした。

【事業内容】

<事業の概要>

経営開始型

次世代を担う農業者となることを 目指し、独立・自営就農する認定新 規就農者に対し、資金を交付

交付対象者

独立・自営就農時に49歳以下の者

交付額

1年当たり最大150万円

(最長5年間)

交付主体

市町村

サポート体制

市町村は普及センター、JA等とで構成するサポート体制を構築し現地確認を通じて経営状況の把握及び諸課題の相談に応じ、助言や指導等を行う

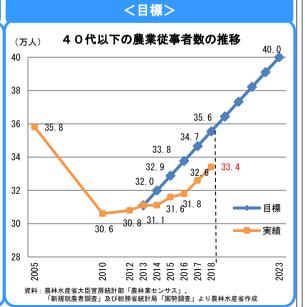
(具体的なサポート体制は自治体の判断)

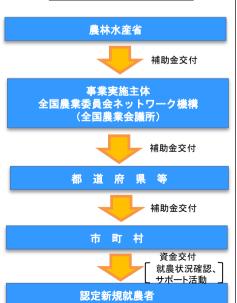
中間評価

交付2年目終了後、中間評価を行い、 交付停止を含めた支援方針を決定 (具体的な評価基準は自治体の裁量)

迈 環

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合





【資金の流れ】

総 括 調 杳

調查事案名 (24) 農業次世代人材投資事業

②調査の視点

③調査結果及びその分析

【調查対象年度】

平成24年度~平成30年度

【調查対象先数】

平成24年度から平成30年度ま でに「経営開始型」資金を、 交付した実績のある自治体 1.436先、交付を受けた農家 1,912先

1 新規就農者の確保に関する 計画の策定状況及び関係機関 が連携したサポート体制の整 備について

各自治体は、

- ・毎年の新規就農者の確保に関 する計画(目標人数)(以下 「計画」という。)を策定して いるか。
- ・関係機関が連携した実効性の あるサポート体制の整備に取り 組んでいるか。
- それらは新規就農者のニーズ に対応した内容となっているか。

2 交付対象者に対する適切な 評価について

交付2年目終了時に実施するこ ととなっている中間評価におい て、恣意性を排除した客観的な 評価を行うための評価基準が策 定されているか。

新規就農者の確保に関する計画の策定状況及び関係機 関が連携したサポート体制の整備について

本事業における「40代以下の農業従事者を令和5年までに40万人 に拡大する」という目標の達成に向けては、各自治体が計画を定め、 着実に実行していくことが有効であると考えられるが、調査先1.436 先のうち計画を「策定している」という自治体は702先(49%)に留 まった。また、そのうち関係機関が連携したサポート体制の整備に 「十分連携して取り組んでおり効果的」と回答した自治体は、270先 (38%) に留まった。【図1】【図2】

さらに、サポート体制の連携状況と計画の達成状況との関係では、 関係機関が連携した体制整備に取り組んでいる自治体の方が、より計 画を達成している傾向にあることが分かった。【図2】

また、【図3】のとおり、農家は「農業技術」はもとより、「販 路確保等」、「資金調達」など農業所得の向上につながるサポート <u>を求めている</u>一方、自治体が行っている「販路確保等」の回答割合 は全体の12.0%に留まっており、農家のニーズと自治体の取組との間 で乖離が見られた。

【(参考1) 関係機関が連携したサポート体制の効果的な取組事例】

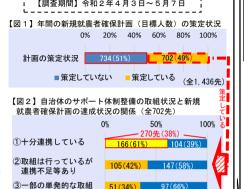
市・農業振興事務所・JA・農業公社等関係機関が連携した就農相談体制を確立し、「技 術」「農地」「資金」の確保のため就農検討期から地域の担い手となるまで切れ目なく 支援。相談窓口においては、就農までのスケジュールや就農時の作物の相談に応じ、そ れらの情報をまとめた「新規就農相談カード」を作成し、関係機関で相互に情報共有を 図ることで情報収集に掛かるコストを抑えつつ新規就農者の確保・定着に努めている。 これにより新規就農者は例年20名程度確保している

- ○「中小企業診断士等にアドバイスをもらい経営面で大変参考になった」
- ●「行政機関とJAでは不十分で、事業経営者(経験者)がいない限り絵に描いた餅にな り、経営目線でのアドバイスが受けられないのではないか」

2 交付対象者に対する適切な評価について

中間評価の実施にあたり、恣意性を排除し公平性を担保するために、 客観的な基準の策定が求められるが、【表1】のとおり、約3割の自 治体で客観的な評価基準が策定されていない状況であった。

【(参考3) 「交付決定時の収支計画等を用いた明確かつ客観的な基準を策定」している事例】 交付決定時に作成する5年間の収支計画を軸とし、経営実績、経営技術習得と実効性、経 営発展に向けての積極性・自立性・協調性の3つの柱をベースとして、「経営規模」や 「売上または生産量」、「生産技術の習得」、「作業時間や経営管理」の状況等をそれぞ れ計画の達成度合いに応じて点数化し、客観的に判定している。



■計画達成 ■計画未達成 (注) 計画期間中のため回答不可と答えた自治体(20先)は除い ているため、合計と一致しない。

(全702先)

のみ

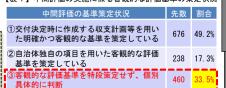
④取組を行っていない

【図3】 農家が求める助言・指導内容と自治体が行って いる内容との乖離



(注)すべての回答数に対するそれぞれの選択肢の回答割合をグラフ化。なお、農家向けは単数回答、自治体向けは複数回答で実施。

【表1】中間評価の実施に係る客観的な評価基準の策定状況



④今後の改善点・検討の方向性

新規就農者の確保に関す る計画の策定状況及び関係 機関が連携したサポート体 制の整備について

農林水産省は、各自治体が 定める新規就農者の確保に関 する計画の策定・公表を要件 化し、自治体の計画を把握す べき。

また、それぞれの計画を達 成するため、関係機関の連携 や役割を明確にしたサポート 計画書の策定及び提出を要件 化することで、自治体任せに することなく、サポート体制 の実態を把握、必要に応じて 指導すべき。

なお、サポート計画書の策 定にあたり、農家のニーズを 把握・ニーズに対応できる体制 とする必要がある。

2 交付対象者に対する適切 な評価について

農林水産省は、中間評価の 実施について、収支計画等を 用いた客観的な評価基準の策 定を要件化した上で、資金交 付停止を含めた適切な事業の 運用を図り、新たな新規就農 者の確保やサポート体制の更 なる充実を促す等、効果的な 事業の執行に努めるべき。